

中澤省一郎のSS経営メールマガジン No.58

(配信は不定期です。できる限り月1回以上は配信します)

第一部 新高度化法による製油所統廃合

2月21日(金) 日経新聞1面及び5面「製油所設備統合促す 経産省、元売り生産性に新目標」

http://www.nikkei.com/article/DGXNASFS2002Z_Q4A220C1MM8000/

要旨

- 経済産業省は石油元売り各社の設備の統合を促す方針
- 製油所の生産性を高める目標を定め、数年以内の達成を要請。自力で達成が難しい場合は他社との共同利用を求める
- 「エネルギー供給構造高度化法」の告示を改め、2014年中に導入する
- 製油所の新規設備投資 or 設備を廃棄が必須な生産性の目標を設ける。⇒元売り1社ごとに達成を求め、取り組みが不十分な企業には経産相が命令を下したり、罰金を課したりする
- 結果として他社との設備の共同利用が進む可能性がある ⇒共同利用には税優遇(今年1月施行の産業競争力強化法) ⇒設備廃棄には補助金 ⇒罰金も
- 経産省は、複数の元売りが資本面も含めた提携を進める効果を期待している

現在、日本国内に共同利用可能な地域と製油所は、最大4ヶ所です。

(1) 京葉地区 (4製油所)

(2) 京浜地区 (2製油所)

(3) 四日市地区 (2製油所)

(4) 堺地区 (3製油所)

この4地区は皆さんがよくご存知の4RIMの「4」なのです。いわゆる「業転出荷のメッカ」なのです。既に、(1)京葉地区では、コスモ千葉とKPIの一体利用=共同利用の検討に入っています。(3)の四日市地区では、昭和四日市で設備増強し、昭和シェル本体の社長が子会社の社長になるというきな臭い状況です。昭和四日市の25%はJXメインの三菱商事が所有しているという「ねじれ」があります。3月中に何かしらの公表があるのではと推察しています。

4月2日のSS経営セミナーでは、3月中の動きも網羅して解説します。

第二部 仕切・流通証明書と独禁法の関係

昨年10月22日に<新仕切研修会No8>「10月仕切変更の概要・対応と独禁法報告書の影響」を特別講師に弁護士・元公取委審査専門官主査大東泰雄先生をお迎えして開催しました。10月以降の変化は以下です。

仕切に 関して

- 週決めの「前決め」元売は消滅 ⇒ 形式「週決め前決め」実質「週単位の後決め」へ
- 後決め(後決定)と従来型事後調整が同居 ⇒ 仕切の不透明感が増大
- 9月までの週単位の前決めは、H16年の独禁法報告書の結果でした。
そして、H25年7月の独禁法報告書の直後の10月に仕切体系が変更になってます。

この点に関して、大東泰雄先生に再度、独禁法上の考え方を解説してもらい、私とディスカッションしたいと思います。

流通証明書 について (整理)

[H25/07/23] 公取委「ガソリンの取引に関する調査報告書」を公表

- 自社が出荷したガソリンについては系列玉と同等の扱いとする。
- 他社製品を取り扱った場合においても不当な不利益行為は行わない。

[H25/09/19] 資源エネルギー庁が「元売宛に通達」

- 目的：ガソリン取引の透明性の確保
- 法制化は断念か? 「通達」での強制力は?

よくある ケース

- 元売各社は共同油槽所にガソリンを納入
- 商流は 元売各社 ⇒ A商社 ⇒ B商社 ⇒ C商社 ⇒ DSS
- 物流は 元売各社 ⇒ A商社 ⇒ E輸送会社(C商社の倉取り) ⇒ DSS
- 問題点1: A商社は「全ての仕入先」を記載して、「混合蔵置」の旨を記載するか?
- 問題点2: A商社は、B商社から、C商社経由でDSSへ納入すること聞き出して、流通証明書に記載できるか?
- 問題点3: 元売各社、A商社は、C商社、DSSを記載できない場合はどうするか?
出荷停止は? 価格差は? その場合の独禁法上の問題は?
- 問題点4: DSSは、1年間流通証明書を保管するか?
元売は特約店契約等の調査権の対象か? 行使と拒否の独禁法上の問題は?

独禁法上の論点が満載のような気がしますので、この点も大東弁護士に解説してもらい、私とディスカッションしたいと思います。事前質問はお受けしますので、ご質問下さい。但し、全てにお答えできるとは限りませんのでご容赦下さい。

4月2日
(水)

SS経営セミナー独禁法第三弾「どうなる？仕切・流通証明書・業界再編」開催！
特別講師 弁護士・元公取委審査専門官主査 大東 泰雄氏

- 会場： 日本教育会館 702室
東京都千代田区一ツ橋2-6-2
- 定員： 40名 (先着順)
- 会費： 18,000円/お一人様
- 懇親会： 5,000円/お一人様 (中澤塾生様は2,000円)
会場： センチュリー 21 (帝国ホテル本館中2階)
- 日程： 4月2日 (水曜日)
受付 12:30~13:00
セミナー 13:00~16:30
懇親会 17:30~

●セミナー収録CD-ROM： 18,000円 (資料、板書付き)

●概要

- 第1部 4月以降の仕切はどうなるか？独禁法上の問題点は
- 第2部 流通証明書の実態と独禁法上の問題点
- 第3部 新高度化法と業界再編の行方
- 第4部 中澤塾メール部会 (第12回)

※なお、元売関係者 (元職を含む) の懇親会へのご参加はご遠慮下さい。

■申込フォーム

ご希望の をチェックしてお申し込み下さい。

独禁法第三弾 4月2日 (水)

- セミナー参加 名
●参加費用【18,000円】お一人様
●受付：12:30～ ●セミナー：13:00～

- 懇親会参加 名
●参加費用【5,000円】お一人様
●中澤塾塾生は【2,000円】お一人様

- セミナー収録CDセット
●【18,000円】音声収録CD+資料+板書付き
●配送等は合資会社VERYGOODが代行いたします

通信欄

- セミナー参加費は当日受付でお支払い下さい。
- HPからもお申し込みいただけます。
[中澤公認会計士事務所] で検索してください。

FAX: 03-3531-3656

御社名

所在地
〒

参加者お名前①

参加者お名前②

電話番号

FAX番号

メールアドレス (可能な限りご記入ください)
@

■会場アクセス

- セミナー会場：日本教育会館 702号室
千代田区一ツ橋2-6-2
TEL03-3230-2833
- 都営新宿線・半蔵門線・都営三田線
《神保町駅》(A1出口) 徒歩3分
- 東西線
《竹橋駅》(北の丸公園側出口) 徒歩5分

- 懇親会会場： 帝国ホテル
- 帝国ホテルへの移動はタクシーをご利用ください。セミナー会場から1,000円程度です。お声を掛け合せて乗り合せでお越しください。

